

# 電子的診療情報連携体制整備加算に関する掲示

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算3に係る施設基準に基づき、以下の通り体制を整備しています。

- ①オンライン請求を行っています。
- ②診療費明細書を無償で交付しております。
- ③オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ④医師が、オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室または処置室において閲覧、活用できる体制を有しています。
- ⑤マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績（30%以上）を有しています。
- ⑥マイナポータルの医療情報に基づき、患者さまからの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。
- ⑦明細書発行に関する事項、医療DX推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

上記の体制によって、月1回初診時に4点、再診時に2点を算定しております。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

三本柳整形外科クリニック

院長 関 一二三